

平成31年第2回白鷹町議会定例会 第1日

議事日程

平成31年3月5日（火）午前10時開議

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | | 施政方針 |
| 日程第 6 | 議第 6号 | 平成31年度白鷹町一般会計予算について |
| 日程第 7 | 議第 7号 | 平成31年度白鷹町十王財産区特別会計予算について |
| 日程第 8 | 議第 8号 | 平成31年度白鷹町下水道特別会計予算について |
| 日程第 9 | 議第 9号 | 平成31年度白鷹町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第10 | 議第10号 | 平成31年度白鷹町農業集落排水特別会計予算について |
| 日程第11 | 議第11号 | 平成31年度白鷹町介護保険特別会計予算について |
| 日程第12 | 議第12号 | 平成31年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第13 | 議第13号 | 平成31年度白鷹町水道事業会計予算について |
| 日程第14 | 議第14号 | 平成31年度白鷹町立病院事業会計予算について |
| 日程第15 | 議第15号 | 平成31年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計予算について |
| 日程第16 | 議第16号 | 白鷹町教育委員会教育長の任命について |
| 日程第17 | 議第17号 | 白鷹町工場立地法地域準則条例の設定について |
| 日程第18 | 議第18号 | 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議第19号 | 白鷹町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議第20号 | 白鷹町教育施設使用条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第21 | 議第21号 | 白鷹町総合情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議第22号 | 白鷹町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 2 3 議第 2 3 号 白鷹町産業センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議第 2 4 号 白鷹町ふるさと森林公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議第 2 5 号 白鷹町森林総合利用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議第 2 6 号 白鷹町自然活用総合管理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議第 2 7 号 いきいき深山郷のどか村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 8 議第 2 8 号 白鷹町深山和紙振興研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議第 2 9 号 深山工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 0 議第 3 0 号 個性ある地域情報産業をつくる白鷹ソフト小村条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 1 議第 3 1 号 白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 2 議第 3 2 号 白鷹町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 3 議第 3 3 号 白鷹町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 4 議第 3 4 号 白鷹町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 5 議第 3 5 号 白鷹町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 6 議第 3 6 号 白鷹町合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 7 議第 3 7 号 白鷹町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 8 議第 3 8 号 白鷹町鮎貝ふれあい広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 9 議第 3 9 号 白鷹町文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 0 議第 4 0 号 白鷹町蚕桑紬パーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 1 議第 4 1 号 白鷹スカイパーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 4 2 議第 4 2 号 白鷹町病院事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 3 議第 4 3 号 白鷹町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 4 議第 4 4 号 白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 5 議第 4 5 号 白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 6 議第 4 6 号 白鷹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 7 議第 4 7 号 白鷹町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 8 議第 4 8 号 白鷹町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の設定について
- 日程第 4 9 議第 4 9 号 白鷹町林業センター設置条例を廃止する条例の設定について
- 日程第 5 0 一般質問
- 日程第 5 1 議第 5 0 号 平成 3 0 年度白鷹町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 5 2 議第 5 1 号 平成 3 0 年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 5 3 議第 5 2 号 平成 3 0 年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 5 4 議第 5 3 号 平成 3 0 年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 5 5 議第 5 4 号 平成 3 0 年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 5 6 議第 5 5 号 平成 3 0 年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 5 7 選第 1 号 白鷹町十王財産区管理会財産管理委員の選挙について
- 日程第 5 8 請第 1 号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書について
- 日程第 5 9 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○出席議員（14名）

1番	遠藤幸一	議員	2番	渡部善美	議員
3番	笹原俊一	議員	4番	佐々木誠司	議員
5番	小口尚司	議員	6番	小形輝雄	議員
7番	田中孝	議員	8番	山田仁	議員
9番	奥山勝吉	議員	10番	石川重二	議員
11番	佐藤京一	議員	12番	菅原隆男	議員
13番	関千鶴子	議員	14番	今野正明	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤誠七
副町長	横澤浩
教育長	沼澤政幸
総務課長	松野芳郎
税務出納課長	高橋浩之
企画政策課長	菅間直浩
企画主幹	永野徹
町民課長	中村裕之
健康福祉課長	長岡聡
商工観光課長	齋藤重雄
農林課長併 農業委員会事務局長	大木健一
建設水道課長	菅原良教
病院事務局長	渡部町子
教育次長	田宮修
監査委員	竹田謙一

○職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	樋口浩
係長	橋本達也
書記	菅原美樹

〈午前9時58分〉

○開会の宣告

○議長（遠藤幸一） おはようございます。

ご参集まことにご苦労さまです。

開会前に申し上げます。

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災から、早いもので8年が経過しました。広範囲にわたり甚大な被害をもたらし、かけがえのない多くの命が奪われました。当時の映像は、大きな衝撃として深く記憶に残っております。

また、関連する原発事故は、いまだ多方面に影響を及ぼしており、復興の道は遠く感じております。

3月11日は休会となりますので、3月定例会の初日に当たり、ご参集の皆様全員で黙禱をささげたいと思います。ご協力をお願い申し上げます。

○議会事務局長（樋口 浩） それでは、皆様ご起立をお願いいたします。

黙禱。

お直りください。ご着席ください。

○議長（遠藤幸一） ご協力ありがとうございました。

閉 会

〈午前10時00分〉

○議長（遠藤幸一） ことしも啓翁桜を飾り、胸には深山和紙の桜のブローチを着用し、ことしは早い開花が予想される「古典桜の里・白鷹」をアピールすべく定例会に臨みたいと存じます。

これより平成31年第2回白鷹町議会定例会を開会いたします。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（遠藤幸一） 議事日程は、配付している文書のとおりであります。

議事に入る前に表彰伝達を行います。

○議会事務局長（樋口 浩） それでは、受賞者をご紹介申し上げます。

2月15日に行われました山形県町村議会議長会定期総会並びに置賜地方町村議会議長会定期総会におきまして、自治功労者表彰がございましたので、本町議会受賞者をご紹介申し上げます。

山形県町村議会議長会表彰 自治功労 議員在職11年以上、菅原隆男議員でございます

す。

置賜地方町村議会議長会表彰 自治功労 議員在職10年以上、佐藤京一議員でございます。

ここで表彰の伝達を行います。受賞されました両名は前にお進みいただきしたいと思います。

それでは、遠藤議長から伝達いただきます。

初めに、山形県町村議会議長会表彰の伝達を行います。菅原議員、前にお進みいただきしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 「表彰状、山形県白鷹町 菅原隆男殿。あなたは町村議会議員として11年以上の長きにわたり、地方自治の確立、地域の振興発展に寄与された功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰いたします。平成31年2月15日。山形県町村議会議長会会長 吉宮 茂」おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（樋口 浩） 続きまして、置賜地方町村議会議長会表彰伝達を行います。佐藤議員、前をお願いします。

○議長（遠藤幸一） 「表彰状、白鷹町議会 佐藤京一殿。あなたは議会議員として在職10年にわたり、地方自治の確立、郷土の発展に寄与された功績はまことに大なるものがあります。よって本会表彰規程により記念品を贈り、ここに表彰します。平成31年2月15日。置賜地方町村議会議長会会長 近野 誠」おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（樋口 浩） ここで、受賞者の方からご挨拶をいただきたいと思います。ご登壇をお願いします。

初めに、菅原議員からお願いいたします。

[12番 菅原隆男 登壇]

○12番（菅原隆男） 皆さん、おはようございます。

このたび、議員在職11年以上ということで、県町村議会議長会より表彰いただきました。大変光栄であります。そして、ありがとうございました。

私、3期12年を務めさせていただこうとしているところでありますけれども、今日まで町民の皆様方から多大なるご支援をいただきながら、そして当局の皆様方よりいろいろとご指導いただきながら今日まで来たもの、それが表彰につながったものだと思っております。この場をおかりしまして、心より感謝と御礼を申し上げます。

今後につきましては、町民の皆様方が安心して暮らせるようなまちづくりに精いっぱい精進してまいりたいと思っておりますので、何とぞ今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます、簡単ではありますが御礼の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議会事務局長（樋口 浩） 続きまして、佐藤議員、お願いいたします。

[11番 佐藤京一 登壇]

○11番（佐藤京一） このたびは、表彰いただきまして大変ありがとうございます。

十年一昔と言いますが、保育園だった孫が高校生になりました。もう構ってもらえません。おやじ殿も亡くなりました。私の胃もなくなりました。

10年前、町のホームページの議員名簿の中に、「先輩が元気でこそ後輩に夢がある」という言葉を書きました。今も載ってございます。先輩が元気でなければいけないという思いからでございましたが、なかなかその場、その場の行動や言葉だったのかなと反省しきりでございます。後輩が元気でこそ先輩方に笑顔があるということも、忘れてはいけないと思いました。

この表彰は、「10年間ご苦勞であった。これからも頑張りなさい」と受けとめまして、何かのため、誰かのためにお役に立てればと思っております。このたびはありがとうございました。（拍手）

○議会事務局長（樋口 浩） ありがとうございます。そしておめでとうございました。

それでは、お席にお戻りください。

以上をもって、表彰伝達を終わります。

○議長（遠藤幸一） 表彰伝達が終わりました。

○会議録署名議員の指名

○議長（遠藤幸一） 議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、白鷹町議会会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

9番 奥山勝吉君

10番 石川重二君

の兩名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（遠藤幸一） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、2月26日開催の議会運営委員会に諮問したところ、3月5日から3月15日までの11日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、会期は3月5日から3月15日までの11日間と決定いたしました。

○諸般の報告

○議長（遠藤幸一） 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。樋口議会事務局長。

○議会事務局長（樋口 浩） 諸般の報告。

1. 第70回山形県町村議会議長会定期総会、2月15日、山形市。

議長の異動や会務報告を了承し、平成31年度事業計画並びに収入支出予算、会費分賦収入方法等について原案のとおり議決した。また、「地方創生の推進」を初め「町村議会機能の強化」、「少子化対策の推進及び社会福祉対策の充実強化」など11項目を盛り込んだ決議を採択した。

議事に先立ち、自治功労者表彰が行われた。

白鷹町議会の被表彰者、山形県町村議会議長会表彰 議員在職11年以上 菅原隆男議員。

2. 置賜地方町村議会議長会定期総会、2月15日、川西町。

平成30年度会務報告及び予算執行状況報告を受け、平成31年度事業計画及び予算、負担金等について原案のとおり議決した。

また、議事に先立ち、自治功労者表彰が行われた。

白鷹町議会の被表彰者、議員在職10年以上 佐藤京一議員。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 諸般の報告が終わりました。

○行政報告

○議長（遠藤幸一） 日程第4、行政報告を行います。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 行政報告を行います。

まず1点目は、日本農業遺産の認定についてであります。

2月15日、農林水産省は本町を含む最上川流域4市4町が取り組んでおります、紅花の生産や加工システムについて、日本農業遺産として認定したとの発表を行いました。

このたびの認定につきましては、本町も構成市町として参画している山形県紅花振興協議会が、県内の紅花生産地を結び、現在まで取り組んでいる紅花の生産や加工システムについて、「歴史と伝統がつなぐ山形の『最上紅花』～日本で唯一、世界でも稀有な紅花生産・染色加工システム」とし、山形市、米沢市、酒田市、天童市、山辺町、中山町、河北町と本町の4市4町を「山形県最上川流域」エリアとして申請し、認定されたものであります。

制度創設の平成28年にも申請いたしましたが、その際には認定が見送られ、認定基準に満たないとされた「生物多様性」や「土壌肥沃度」などの点について、平成29年に主生産地である本町におきまして、白鷹町「日本の紅（あか）をつくる町」連携推進本部

が調査・分析を行うなどし、その結果を盛り込み、平成30年に二度目の申請を行い、認定に至ったものであります。

この認定を受け、地域の自信と誇りを醸成し、紅花生産や加工技術を後世に伝承していくとともに、より多くの分野における紅花活用による需要の拡大に取り組んでまいります。

紅花の主生産地として、「生産」を基盤とし、さらに「観光」への相乗効果を高め、地域の活性化を図ってまいります。

2つ目は、荒砥高等学校の入試志願状況についてであります。

県立荒砥高等学校の魅力づくりにつきましては、荒砥高校をサポートする会の協力をいただきながら、町としてもこれまでさまざまな取り組みを実施してまいりました。荒砥高校生も対象とした青少年国際交流事業の実施、各種コンクールで好成績をおさめるなど評価の高い吹奏楽部を支援する楽器貸与事業などにより、魅力アップの支援に取り組んでいるところであります。

そのような中において、2月26日に一般入試の願書受付が締め切られ、荒砥高等学校の平成31年度の志願状況につきましては、募集定員80名に対し、推薦、一般入試を合わせ43名となり、応募の段階で県立高校再編整備基本計画に定める基準である定員3分の2を昨年に続き下回る状況となっております。

改めて将来の町の姿を展望したとき、次代を担う人材の育成・確保の面から荒砥高等学校の役割は大きく、町といたしましては存続に向け今後とも重点的かつ積極的な取り組みを進めていかなければならないと考えております。

関係各位におかれましては、これからも一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（遠藤幸一） 行政報告が終わりました。

○施政方針、議第6号～議第15号上程、説明、総括質疑、付託

○議長（遠藤幸一） 日程第5、施政方針から日程第15、議第15号 平成31年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計予算についてまで、以上11件は平成31年度の施政方針並びに各会計予算でありますので、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、施政方針の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 本日、ここに白鷹町議会3月定例会の開会に当たり、平成31年度に臨む町政運営につきまして所信の一端を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

国の地方財政対策におきまして、地方交付税が7年ぶりの増加が見込まれており、地方の一般財源総額につきまして、平成30年度を上回る対応が図られております。

しかしながら、10月には消費税率の引き上げが予定されており、これに加えて国におきましては「地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、地方交付税制度を初めとする地方行財政改革を進める」こととしていることから、地方自治体の主要財源である地方交付税の動向等の地方財政対策に注視しつつ、歳出効率化等への取り組みを進めていくことがこれまで以上に求められているものと認識しております。

本町の財政状況につきましては、公債費や社会保障関係経費等の義務的な経費が増加傾向にあるとともに、人口減少対策やまちづくり複合施設整備等の主要施策の展開による財政歳出も引き続き見込まれることから、より一層計画的な財政運営を行っていく必要があると認識しております。

このような状況の中で、平成31年度予算につきましては、持続可能で健全な財政運営の確保を念頭に、行財政改革を緩めることなく推進しながら町政運営を行うこととし、共創のまちづくりの理念のもと、最重要課題である人口減少に対応する総合的な施策化を図りながら、まちづくりの将来像の実現の総仕上げと地方創生や置賜定住自立圏構想の推進に向けた取り組みを確実に実行していく観点から編成いたしました。

この結果、一般会計当初予算額は85億5,000万円となり、前年度に対し2億4,000万円、2.9%の増加となったものです。

さらに、平成30年度補正予算におきまして、小中学校冷房設備整備事業や地籍調査事業などの国の補正予算に対応した事業を前倒しで計上し、明許繰越も視野に入れて進めていることから、平成31年度はこれらと当初予算を合わせまして、実質的に88億7,000万円規模の予算となるものです。

次に、予算の歳入・歳出につきまして申し上げます。

初めに歳入の状況であります。一般財源につきましては、町税は11億6,673万9,000円で、町民税の増収見込み等により1.7%の増となっております。地方交付税32億6,800万円のうち、普通交付税は臨時財政対策債への振りかえ分の影響による交付税算入分の増加等を見込み5,600万円、1.9%の増、一方、特別交付税は置賜定住自立圏構想分の増加などにより1,000万円、3.6%の増を見込んでおります。このほか、繰入金は財政調整基金や公共施設整備基金等からの繰り入れの増により38.8%増の4億7,508万7,000円、臨時財政対策債を除く町債につきましては、2.0%の増で12億6,350万円となっております。

次に歳出につきまして、性質別に見ますと、義務的経費の人件費は10億5,028万5,000円で0.9%の増、扶助費は民間保育所に係る保育園運営委託料の増等により12億388万2,000円で7.4%の増、公債費は1.8%増の9億6,122万7,000円となり、義務的経費全体では3.5%の増となっております。

普通建設事業費は、「まちづくり複合施設整備事業」や「調理場施設整備事業」の増等により1.9%の増、16億1,625万1,000円となっております。

補助費等は、「地域連携DMO支援事業」の皆増等により2.7%増の13億3,740万2,000円、物件費は「消防団活動服更新事業」の皆増等により8.9%増の10億9,424万円となっております。

特別会計及び企業会計につきましては、全体で64億1,346万4,000円を計上いたしました。前年度と比較しますと、水道事業会計における荒砥橋架替に合わせて行う配水管布設工事等により3億8,344万1,000円、6.4%の増となったものです。

以上、一般会計に特別会計等を合わせた当初予算総額は149億6,346万4,000円、4.3%の増となったものであります。

次に、具体的な施策につきまして申し上げます。

平成31年度は、第5次白鷹町総合計画の後期基本計画に基づくまちづくりの最終年を迎えますが、白鷹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略とともに、総仕上げの年度であり、新たな総合計画の策定年度でもあります。引き続き、人材育成をベースに「子育て・教育」、「雇用・産業」、「地域」、「防災」の4つの柱を重点として、各種計画等と連動し、PDCAサイクルによる効果的な事業を展開しつつ、新たな総合計画の基本計画を町民の皆様とともに作り上げてまいります。

特に喫緊の課題であります急激な人口減少、高齢社会に対応するため、平成29年度に庁舎内に人口減少緊急対策プロジェクトチームを設置し、既に先行的に実施すべき施策につきまして全庁横断的に実施しているところですが、平成31年度は未来につながる暮らしを大切にす施策を展開するべく、住宅整備基本構想の策定など人口減少緊急対策の本格実施に向けた取り組みにつきまして、積極的に推進してまいります。

さらには、米沢市を中心市とする置賜圏域での広域的な取り組みである「置賜定住自立圏構想」に基づき、広域観光の推進、米沢牛の振興など各種事業につきまして、関係市町と連携を図り、展開してまいります。

また、5月には町産木材を活用し整備を進めてまいりましたまちづくり複合施設がオープンします。この施設は、図書館機能を初め中央公民館機能、防災センター機能、庁舎機能を持ち、町民の皆様が集い、交流できる施設です。多くの方々に利用され、長く親しまれるとともに、地域活性化のための新たな核となる施設となることを期待しているところです。

平成31年度は、町誕生65周年の年でもあります。先人の皆様のご努力に改めて敬意を表すとともに、次世代にしっかりと引き継ぐために、新たな一歩を町民の皆様とともに確実に刻んでまいりたいと存じます。

子育て支援につきましては、「子ども・子育て支援事業計画」にのっとり、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援してまいります。

保育サービス面では、近年需要が拡大している乳児保育に関して、町内の保育園、こども園4園全てにおきまして、0歳児からの保育を実施いたします。

また、10月から実施予定の幼児教育無償化につきまして、制度の具体化に向けた国等の情報を的確に把握し、わかりやすくお伝えするとともに、現在の町単独での第3子以降の保育料無料化との調整を図り、対象世帯の負担が増加することのないよう必要な対応を行ってまいります。

また、高校生年齢までの医療費の自己負担を無料にするしらか元気っ子事業や、子育て支援として指定ごみ袋引換券の配付などを継続して実施し、子育てしやすい環境づくりに努めてまいります。

母子保健事業につきましては、子育て世代包括支援センターにおきまして、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供してまいります。新規事業といたしまして、新たに母子手帳アプリを導入し、子育て情報の配信や予防接種管理などのサービスを行います。このほか、不妊治療における費用の一部助成や、新生児への全戸訪問、乳幼児健診等の継続事業と合わせ、安心して子どもを産み育てることができるような総合的な支援に努めてまいります。

近年、全国的に増加を続け、深刻な社会問題である児童虐待につきましては、関係機関と情報共有等を重ねながら、わずかな変化にも気を配り、大切な命を守るため、毅然とした態度で臨んでまいります。

人口減少対策のかなめでもある結婚支援につきましては、結婚新生活支援事業に引き続き取り組み、新生活スタート時の経済負担の支援を行います。このほか、結婚サポート委員会を中心とした婚活サポート事業による出会いの場の創出の取り組みを進めてまいります。

教育行政につきましては、「白鷹町教育行政一般方針」に基づき、「まちづくり・地域づくりの基本は人づくり、人づくりの基本は教育」を基礎に、「学び、集い、笑顔かがやく白鷹人」の育成に向けて諸施策を展開してまいります。

学校教育関連では、学力向上に向けた指導体制を継続するとともに、2020年からの新学習指導要領全面実施に対応するため、英語指導助手（ALT）の配置拡充による英語教育の充実を図ります。さらに、プログラミング教育必修化に向け、ICT支援による授業をモデル的に実施しつつ、小中学校パソコン教室のICT機器の更新に取り組み、主体的・対話的で深い学びの視点に立った教育を目指します。

また、スキー授業におけるリフトの無償利用、新入学児童へのランドセル贈呈を継続し、保護者負担の軽減を図るとともに、昨年度からスタートした不適応・不登校等の児童生徒に対するスクールカウンセラー要請、中学校への部活動指導員の配置、全小中学校での紅花栽培につきましても、継続して取り組んでまいります。

学校給食につきましては、安全安心な給食の提供に向け、ボイラー設備の改修や配送車の更新など共同調理場の施設整備を行うとともに、第2期目となる調理・配送業務委託を実施し、地産地消に努めてまいります。給食費につきましては、副食費確保と消費税増税分への補助を拡充し、値上げは行わず、これまで同様に給食の味や品質を確保してまいります。

荒砥高等学校につきましては、魅力ある学校づくりに向けて、引き続き新入生応援事業や介護職員初任者研修、教育支援員の配置や部活動につきまして支援していくとともに、白鷹高等専修学校につきましても、教育体制の充実に向け、置賜管内各市町と連携した支援を継続してまいります。

生涯学習、芸術文化面では、家庭、地域と学校の連携・協働体制をさらに充実させるために、地域学校協働本部の地域コーディネーターを1名から2名に増員する対応を図っております。また、開館10周年を迎える文化交流センター「あゆむ」につきまして、記念事業を実施しつつ、所蔵する絵画の作者の1人である梅津五郎画伯の生誕100周年記念事業開催に向け、支援をしてまいります。

文化財関連につきましては、指定文化財の保護管理に努めながら、文化財活用コーディネーターを中心に、旧中山小学校体育館保管民具の調査及び活用につきまして検討し、郷土史料館整備に向けた整備構想を策定してまいります。

また、新たにオープンする図書館につきましては、蔵書の充実はもとより本や文具の販売コーナーの設置や図書館システムの整備に合わせた読書通帳システムの導入などにより、誰もが足を運びたい魅力ある図書館づくりを進めるとともに、図書館司書の小中学校への派遣による学校図書室の運営支援も引き続き行います。

生涯スポーツにつきましては、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン登録を契機に、中国を相手国としたソフトボール競技での合宿等の誘致や、国内外スポーツ選手との交流を通じた、スポーツ、教育、文化、経済の交流発展を目指してまいります。

農業を取り巻く環境が大きく変化している中、米の生産に関しては県農業再生協議会から提示される生産の目安をもとに、昨年度に引き続き町農業再生協議会を主体とする「白鷹地区とも補償事業」を継続実施し、需要に応じた米生産に取り組んでまいります。

また、町農業再生協議会におきましては、組織の見直しを行いながら、「人・農地プラン」の話し合いをベースとした担い手への農地集積を推進するとともに、将来の地域農業の担い手確保と育成支援、地域の特色ある産地づくりに努めてまいります。

農業委員会におきましては、農地制度の適切な運用を図りつつ、農地利用の最適化の推進に向けて引き続き取り組んでまいります。

土地改良事業につきましては、新規に御影地区ため池の整備工事に着手するほか、継続事業の川戸・金剛地区等のため池整備、諏訪堰地区の水利施設の整備及び固定堰改修

など、いずれも県営事業として取り組み、農業経営の安定化と効率化を支援してまいります。

また、引き続き日本型直接支払交付金事業を活用し、農村集落の多面的機能の維持・確保と、耕作放棄地の発生防止を図ってまいります。

本町の森林につきましては、杉を中心とする民有人工林の約6割が主伐期を迎えています。適正な整備と活用を行い、緑の循環システムの構築を進めていく必要があります。このため、地域林政アドバイザーを引き続き配置しながら、町森林・林業再生協議会を中心に森林の境界明確化事業を進めるとともに、新たに創設された森林環境譲与税や国県事業を活用し、森林組合等が実施する森林整備や再造林後の保育に対し支援してまいります。

また、保全すべき松林での松くい虫防除を継続して実施するとともに、近年被害が増大している有害鳥獣の対策につきましては、被害の未然防止につながる電気柵の導入の支援や、狩猟免許の取得に係る費用の支援をしてまいります。

景況につきましては、製造業を中心に景気回復基調が続いております。一方、依然として小売・サービス業は厳しい状況であり、回復基調にある製造業におきましても、経済状況の先行きが不透明であると認識しております。

これらの状況を踏まえ、地域産業の活性化と雇用の場の創出を目指し、引き続き企業立地及び設備投資に助成を行い、雇用の創出を促進するとともに、受注拡大に向けた取り組みを拡充し、新たな展開を図ってまいります。

さらに、中小企業における技術の高度化や、技能習得のための取り組みを促し、現場力や技術力の向上を図りつつ、意欲のある小規模事業者の経営改善を後押しし、販路開拓や設備投資を支援してまいります。

雇用情勢につきましては、有効求人倍率が高水準で推移していることから、人手不足感が高まっております。引き続き、就労環境の改善に向けた取り組みを展開するとともに、荒砥高校生を対象とした町内企業の説明会を開催するなど、人材の確保対策を継続しつつ、本町企業を広くPRし、雇用枠の確保・拡大促進に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。

商業につきましては、買い物環境の充実にに向けた支援対策につきまして、実証実験の検証のもと、有効な事業を展開しつつ、買い物困難地域の解消や高齢者等の買い物のさらなる利便性向上を検討してまいります。また、町内商店が行う販売促進の取り組みに対する支援や、町産材等を使用する木造建築への支援の継続実施により、町内の事業者を支援することで経済の活性化と町産材の利用促進に取り組んでまいります。

観光につきましては、白鷹町観光交流推進計画の最終年度となっております。これまでの事業成果を検証しながら、新たな計画を策定してまいります。

同計画にも位置づけられる「日本の紅（あか）をつくる町」につきましては、紅花生産日本一の町としての地名度をさらに高めるとともに、紅餅の生産量増加と品質向上にこだわりながら、観光と生産の両面を推進してまいります。このたび、日本農業遺産として山形県最上川流域の紅花生産・染色用加工システムが農林水産大臣に認定されたことにより、地域の自信と誇りを醸成し、さらなる地域活性化につながるものと期待しているところです。

次に、町内周遊を推進する「まるごと白鷹町」につきましては、白鷹の四季を生かした観光をより一層進めながら、町内観光拠点施設間の連携による町内周遊を図り、着地・滞在型観光を進めてまいります。また、深山和紙や白鷹紬を初めとする町の伝統工芸品や豊かな自然・田舎暮らしなど、本町ならではの素材を生かした観光メニューの掘り起こしと磨き上げを進めてまいります。

また、インバウンドを含めた誘客拡大による地域活性化を推進するため、近隣市町を含む民間関係団体と連携した地域連携DMOの取り組みを支援してまいります。

交流推進につきましては、首都圏白鷹会や仙台しらたか会、山形市白鷹ふるさと会の育成、新潟県長岡市栃尾地域、宮城県気仙沼市などのゆかりのある地との交流、白鷹朝日大江広域観光推進協議会による広域観光プロモーション等を行い、誘客拡大に取り組んでまいります。

産業の連携につきましては、産業振興戦略会議を中心に、本町の農産物や資源・素材を活用する6次産業化に取り組む個人や団体を段階的に支援するとともに、今後の施策の方向性につきまして検討してまいります。「白鷹」をアピールできる「SHIRATAKA RED（シラタカ・レッド）」商品につきましては、掘り起こしを行い、一体的にブランドとして積極的に町内外への情報発信を行い、販路拡大に向けた支援を行ってまいります。さらに、農工商観連携を推進するため、白鷹町産業フェアを引き続き開催してまいります。

環境保全の取り組みにつきましては、第2次白鷹町環境基本計画に基づき、環境保全活動、環境教育、環境情報提供などに携わる団体や事業者と互いに連携を図りながら、持続可能な美しいまちづくりに向け取り組んでまいります。また、ごみ処理基本計画に基づき、ごみの量を減らす、物を再利用する、資源としてリサイクルするなどの活動を町民と一体となって進めてまいります。さらに、地球環境の保全に寄与するため、再生可能エネルギーの活用を推進し、個人住宅の太陽光発電設備の設置に対する助成や、森林資源の活用を目指した木質バイオマス燃料機器の設置に対する助成を継続して実施してまいります。

町民が主役の地域づくりをより一層実践するため、各地域では地域づくりの拠点であるコミュニティセンターを中心に、課題やその解決方法などにつきまして議論を重ねていただいております。新たな取り組みがなされてきていると認識しております。今後も各コ

コミュニティセンターにより、引き続き地域づくりの拠点として活発な活動が行われるよう、地域づくり推進交付金による支援や、既に配置している地域おこし協力隊の増員等の支援を実施してまいります。

道路交通網の整備につきましては、県事業の主要地方道長井白鷹線荒砥橋架替工事もいよいよ橋桁の架設が始まる予定であり、国道287号菖蒲下山地内や西廻り幹線道路の早期着工などとあわせて、幹線道路網の整備促進に向け、重要物流道路の指定も視野に入れ、努力してまいります。また、町道維持・整備では、長寿命化のための個別施設計画策定や舗装改修を初め、計画的な道路改良・維持補修等に取り組むとともに、除雪体制の整備を図り、交通の安全確保を図ってまいります。橋梁安全対策として、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化している町道橋の詳細設計や補修工事を計画的に実施してまいります。

河川水路維持関連では、浅立地区の元の沢水路につきまして、完成に向け整備するとともに、畔藤地区の大二百刈水路整備に着手し、豪雨等に対する安全性の向上に努めてまいります。

都市計画関連につきましては、引き続き都市計画マスタープランの策定に取り組むとともに、都市公園の適切な管理に努めてまいります。

住宅施策では、引き続き住宅リフォーム等を支援するとともに、若者定住を促進するため、定住の意思を持ち、住宅建築を行う若者に対する支援を初めとして各種支援事業を継続して実施してまいります。また、今後の新たな住宅施策の展開に向けた住宅整備基本構想の策定に取り組むとともに、通学路等の安全確保のため、危険ブロック塀等の除去に対し支援してまいります。

地籍調査事業では、萩野地区の区長登記の解消に向け、継続的に事業を推進してまいります。

土砂災害対策では、県事業の大林寺地区、高岡地区の急傾斜地崩壊対策、関寺地区の急傾斜砂防自然災害防止の促進に努めてまいります。

下水道事業では、荒砥橋架替に伴い圧送管の整備を進めるとともに、農業集落排水施設の公共下水道への統合に向け、浅立地区の接続工事の実施設計に着手してまいります。

農業集落排水事業では、町全域の生活排水処理率の向上を図るため、町設置管理型による合併処理浄化槽の設置を推進してまいります。

水道事業では、荒砥橋架替に合わせて給水体系を強化するため配水管の整備を進めるとともに、経営の効率化を図るため、針生簡易水道と細野小規模水道の上水道への統合に向けて、事業変更認可申請の手続を進めてまいります。また、津島台浄水場の長寿命化計画策定など、老朽化した施設整備に計画的に対応してまいります。

地域公共交通につきましては、デマンド型乗り合いタクシーと住民混乗型スクールバスを継続運行するほか、山形鉄道株式会社の経営改善に向けた支援を、引き続き県及び

沿線2市2町と連携して取り組んでまいります。

地方創生の実現には、人口減少、経済規模縮小に歯どめをかけるため、地方への新しい人の流れをつくることが求められております。本町への人の流れをつくるために、積極的な情報発信、PR・宣伝活動や、移住交流のための総合的な相談窓口の設置を実施しており、平成30年度につきましては4月から12月で既に117名、84世帯が移住されたところです。従来の町単独事業の若者の移住定住に対する支援交付金や、県・JAと連携し実施していた食の支援（米・みそ・しょうゆ支給）に加え、国・県と連携し、職をマッチングさせて首都圏から地方へ移住を促す補助金制度を創設するなど、ふるさと移住応援プログラムを実施してまいります。

高齢者福祉につきましては、認知症高齢者の自動車での徘徊や交通事故防止等を目的として、運転免許証自主返納者への支援を継続してまいります。また、厳しい冬期間の経済的負担の軽減を図るため、主に高齢者のみの非課税世帯を対象に、雪おろし費用の助成額の増額や、福祉灯油券の交付等の支援を行ってまいります。

介護保険事業につきましては、認知症の方や医療・介護の両方を必要とする方が住みなれた地域で安心して暮らすことができるように、医療と介護の連携を強化するとともに、元気な高齢者の社会参加の促進、自立支援、重度化防止のための介護予防等に取り組み、地域包括ケアシステムを推進してまいります。また、旧西中学校跡地に建設を進めている介護老人福祉施設の来年春の開設に向け、引き続き整備の支援を行ってまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある人もない人もともに生きる社会の実現に向け、自立支援給付事業でのサービスの提供等により支援を行ってまいります。

健康づくり事業につきましては、生活習慣病予防と重症化予防による健康寿命の延伸につながるよう、町民の健康づくりの意識向上等を図ってまいります。

各種検診につきましては、精密検査を含む受診率の向上に向け、未受診者の方に対し受診勧奨を実施してまいります。

本町医療の拠点である町立病院の運営につきましては、外来・入院・在宅・救急診療や検診等の業務を継続的に行い、高度急性期病院との医療連携、町内医療機関との協力体制を図りながら、地域医療の中核を担ってまいります。

山形県地域医療構想に対応した病床機能につきましては、経営改善を含めた見直しを図り、地域包括ケアシステムの中軸としての役割を強化してまいります。さらに、経年劣化した機械設備を計画的に整備更新し、「地域住民から信頼される病院」の基本理念のもと、良質で安心な医療を提供してまいります。

豪雨、豪雪、地震などの自然災害や火災から生命・財産を守るため、地域防災力の向上や防災基盤の整備などの防災・減災対策に取り組み、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

地域防災力の向上につきましては、引き続き自主防災組織の防災訓練等の防災活動へ支援を行うとともに、町総合防災訓練等の開催により、地域における防災意識の向上に努めてまいります。また、消火栓に付随するホースや格納箱等の整備に要する費用の一部を支援する地域防災力支援事業にも引き続き取り組んでまいります。

防災基盤の整備におきましては、自主防災組織が取り組む無蓋防火水槽の土砂撤去活動を支援するため、新たに交付金制度を創設してまいります。また引き続き小型ポンプ積載軽自動車3台を更新するとともに、有蓋貯水槽や消火栓など消防施設の整備に取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、路面標示等の交通安全施設の整備を図るとともに、夜光反射材の利用などによる安全対策を推進するなど、各団体と連携して交通安全教室や街頭啓発活動などを実施し、交通事故防止に向けて取り組んでまいります。

防犯活動におきましては、「みずからの安全はみずからが守る、自分たちの地域は自分たちで守る」を合言葉に、白鷹町防犯協会と地域団体が連携しながら防犯パトロール活動を展開するとともに、関係機関合同による通学路点検や防犯灯の適切な設置などにより、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

空き家対策につきましては、地域の防犯・防災等の面から、危険性の高い空き家を特定空き家等に認定し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく助言・指導の措置を講じてまいりました。引き続き現地調査を行い、勧告・命令・行政代執行などの次なる行政措置も視野に入れながら、所有者等に働きかけを行うとともに、所有者等がみずから行う危険空き家の解体に対し、解体費用の一部助成に取り組んでまいります。

また、活用できる空き家対策としては、引き続き空き家利活用支援交付金により、空き家バンクを通じて賃貸や売買契約する移住者に対する支援を行ってまいります。このほか、空き家の適正管理を行う空き家管理サービスにつきましては、引き続き民間事業者に主体的に取り組んでいただくこととしております。

行財政改革につきましては、第5次行財政改革大綱に基づき、地域・民間・行政の連携を念頭に行動計画を着実に進めるとともに、まちづくりの主要施策を効率的・効果的に実現するための組織づくり、人づくりに継続して取り組んでまいります。

なお、現大綱につきましては、推進期間の最終年度となることから、これまでの成果と課題を総括し、第6次大綱の策定を進めてまいります。

以上、平成31年度の施政方針を申し上げましたが、本町のさらなる発展と住民福祉の向上に向け、全力を傾注してまいり所存でございますので、町民の皆様並びに議員各位には、より一層のご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げる次第であります。

なお、それぞれの予算案につきましては、議案ごと担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 施政方針の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

休 憩 （午前10時57分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

続いて、所管ごとに各会計予算の説明を求めます。

初めに、一般会計予算、十王財産区特別会計予算について、総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） [平成31年度白鷹町一般会計予算書を朗読して説明した]

[平成31年度白鷹町十王財産区特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長（遠藤幸一） 次に、下水道特別会計予算、農業集落排水特別会計予算及び水道事業会計予算について、建設水道課長、菅原良教君。

○建設水道課長（菅原良教） [平成31年度白鷹町下水道特別会計予算書を朗読して説明した]

[平成31年度白鷹町農業集落排水特別会計予算書を朗読して説明した]

[平成31年度白鷹町水道事業会計予算書を朗読して説明した]

○議長（遠藤幸一） 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について、町民課長、中村裕之君。

○町民課長（中村裕之） [平成31年度白鷹町国民健康保険特別会計予算書を朗読して説明した]

[平成31年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長（遠藤幸一） 次に、介護保険特別会計予算について、健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） [平成31年度白鷹町介護保険特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長（遠藤幸一） 次に、町立病院事業会計予算及び訪問看護ステーション事業会計予算について、病院事務局長、渡部町子さん。

○病院事務局長（渡部町子） [平成31年度白鷹町立病院事業会計予算書を朗読して説明した]

[平成31年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計予算書を朗読して説明した]

○議長（遠藤幸一） 以上で各会計予算の説明が終わりました。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時15分といたします。

休 憩 （午前11時51分）

再 開 （午後 1時15分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

平成31年度施政方針並びに各会計予算10件を一括して総括質疑を行います。

なお、第1次質疑は登壇して行ってください。13番、関 千鶴子さん。

[13番 関 千鶴子 登壇]

○13番（関 千鶴子） 施政方針に関し、次の点について質問いたします。

施政方針、予算の概要に、「国の地方財政対策においては地方交付税が7年ぶりの増加が見込まれ、地方の一般財源総額については平成30年度を上回る対応が図られている。しかし、10月には消費税率の引き上げが予定され、加えて国は「地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、地方交付税制度を初めとする地方行財政改革を進める」としていることから、地方交付税の動向等の地方財政対策に注視しつつ、歳出効率化等への取り組みを進めていくことがこれまで以上に求められているものと認識している」とあります。

まずは、予定されている消費税率の引き上げによる行政、町内の景況等における影響をどのように捉えておられるのかをお伺いいたします。

次に、歳出効率化等への取り組みを進めていくということについての説明、所見をお聞きします。

2点目ですが、平成31年度は第5次白鷹町総合計画の後期基本計画に基づくまちづくりの最終年、そして白鷹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略の総仕上げの年度でもあり、新たな総合計画の策定年度でもあります。最重要課題である人口減少に対応する施策、特に子育て支援についての成果や評価、そして今後の対応についての考え方などをお伺いいたします。

3点目ですが、歳入、一般財源については、町税、地方交付税の増収を見込むとともに、財政調整基金、公共施設整備基金等からの繰り入れが増え、臨時財政対策債を除く町債も増となっています。目的を持って積んだ基金を取り崩すわけですが、貯金を取り崩し、借金もふえると捉えると、今後どのようになるのかなと考えます。将来負担についての所見や、公債費の実質的負担をどのように見込んでおられるのかをお伺いいたします。

4点目ですが、高齢者福祉について、「厳しい冬期間の経済的負担の軽減を図るため、主に高齢者のみの非課税世帯等を対象に、雪おろし費用の助成額の増額や、福祉灯油券の交付等の支援を行う」とあります。お年寄りの方にとって、屋根の雪おろしや除雪は大きな負担であり、他の方に依頼するにしても思うようにならない場合があり、不安な日を過ごすといったこともお聞きしました。今後は金銭的な助成だけでなく、雪おろし作業をするシステムなどの検討も必要かと思われまます。現在の状況や今後の対応についての所見をお聞きいたします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 関議員の総括質疑にお答えする前に、先ほど施政方針の提案説明時

に、汗が目に入りまして、大分ちらちらしまして、大変お聞き苦しいことがありましたことをおわびを申し上げたいと思いますので、よろしくご容赦いただきたいと思います。さて、関議員の総括質疑にお答えをさせていただきます。

消費税の引き上げによる行政、町内の景況等における影響をどのように捉えているのか、また歳出効率化等への取り組みを進めていくことへの所見を伺いたいということがあります。お答えをさせていただきます。

現在の景況につきましては、製造業を中心に景気回復基調であると捉えておりますが、依然として小売・サービス業は厳しい状況であると認識をさせていただいております。

消費税の増税は、膨らみ続けます社会保障費、そして子育ての経済的負担の軽減を図るための財源を確保するために行われると、私どもはそのような報告を受けているところでございますが、増税により個人消費マインドが減退し、デフレリスクも懸念されていると認識をしております。消費税増税は、町内の景況に少なからず影響はあるものと捉えさせていただいております。国や県の動向を注視しつつ、国策と連動して、消費増税における影響を緩和させたいと考えているところでございます。

そして、町政執行、行財政運営におきましては、町民ニーズの対応や新たな行政需要の実施に必要な財源の確保は不可欠であり、財源確保の手法といたしましては歳入をふやすこと、事業の見直しや廃止、事務処理経費の縮減などにより、他事業に充当できる財源を生み出すことであると認識をしております。

歳出分野における効率化につきましては、このような考え方にに基づき、今までも業務の民間委託や民営化等に取り組んでまいりましたが、今後におきましても町が直接実施している事業、業務についても、委託や指定管理者による管理などに取り組み、歳出の効率化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、最重要課題である人口減少に対応する施策、特に子育て支援についての成果と評価、今後の対応についてはということであります。

第5次白鷹町総合計画では、「子育て・教育」「雇用・産業」「地域」「防災」の4つの柱及び重点プロジェクトをベースに、さまざまな事業を展開してまいりました。その中で、「子育て・教育」の分野では重点プロジェクトである「赤ちゃん100人子育てプロジェクト」として、子育て世代の経済的支援のため、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援や、さくらの保育園やにこぽーと、よつば保育園、愛真こども園などの子育て施設の充実・支援を図ってまいりました。

このように、人口減少に係る対策につきましては、最重要課題として取り組んできたところですが、近年の合計特殊出生率は置賜地域におきましても低値であり、また、平成29年度の出生者数は59人となるなど、人口減少に対応する緊急的な対策が急務となっていると認識をしております。

近年の出生数の減少、若者の顕著な町外転出等に対応するため、平成29年には庁舎内

に人口減少緊急対策プロジェクトチームを設置し、これまで実施した施策の効果測定、現状の解析、行動原理に起因する需要の予測等を実施してきたところであり、先行的に実施すべき施策として子育て関連、結婚関連、住宅関連、教育関連、移住関連、産業関連の6分野を取りまとめ、実現可能な施策から全庁横断的に実施してきたところでもあります。平成31年度におきましては、未来につながる暮らしを大切にする施策を展開すべく、住宅整備基本構想の策定など、人口減少緊急対策の本格実施に向けた取り組みにつきまして、積極的に推進してまいりたい考え方でございます。

次に、将来負担についての所見や公債費の実質的負担をどのように見込んでいるかということにつきましてでございますが、人口減少社会の中で税収等の自主財源の伸びがなかなか期待できないことや、歳出におきましては公債費等の義務的経費やまちづくり複合施設整備等の財政需要も見込みつつ、地方交付税等を初めとする地方財政対策を注視しながら、財政運営に当たってまいりたい所存であります。

このような中で、町民サービス、そして町民ニーズに応え、財政運営をしていくことが重要と考えております。できるだけ有利な財源を確保しながらも、一般財源の確保の観点、そして将来負担の軽減の観点から、財政調整基金あるいはまちづくり複合施設整備の起債充当残部分、必要な一般財源相当部分において、公共施設整備基金の有効活用を図ることとしております。

また、本町においては起債を主な財源の一つとして財政運営を行っており、当然ながら起債は公債費といった形で将来の負担へとつながっていくものでもあります。他方、本町においては過疎債や補正予算債といった交付税措置のある有利な起債を有効活用しておりますので、起債残高におけます実質的な負担は約23%程度と見込ませていただいております。

起債残高がふえて、公債費もふえるということは、実質公債費比率や将来負担比率といった財政指標にも直接的に影響してくるものですが、基金の有効活用等の弾力的な対応によって財政負担の軽減も図れるものと考えているところでもあります。

なお、基金につきましては、それぞれの基金の設置の趣旨に沿って確実かつ効率的な運用を行うとともに、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努めたいと考えているものであります。

これらの考え方を踏まえ、今後も計画的に公債費、基金の管理のもと、町民サービスの水準の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、高齢者福祉として、金銭的な助成だけでなく、雪おろし作業をするシステムなどの検討も必要かと思うということでもあります。現在の状況や今後の対応につきましてお答えをさせていただきます。

本町では、高齢者のみの町民税非課税世帯に対する生活支援といたしまして、玄関先から生活道路までの人的除雪を行う「雪はき支援事業」や「雪下ろし費支給事業」を実

施してまいりました。さらには、補正予算により福祉灯油券交付事業を実施してまいりました。

平成31年度当初予算におきましては、経済的負担の軽減という視点で、雪おろし費用支援の増額と灯油券交付事業を計上し、上程させていただいているところでもあります。

今冬の状況を申し上げますと、「雪はき支援事業」の登録は92世帯、「雪下ろし費支給事業」の申請は45件となっておりますが、高齢化が進み、高齢者のみの世帯支援が必要な世帯が増加する一方で、除雪作業の担い手不足が課題となっているところであります。今後も担い手不足が進むことが懸念され、いずれ現在の除排雪体制では賄い切れない部分が生じてくると認識をさせていただいております。今後は、ICTの活用の可能性等を踏まえ、民間活力の活用や官民連携による対応など、新たな高齢者福祉策としての仕組みづくりの検討が必要と考えております。

高齢化が進展する中で、高齢者が安全・安心に生活できるよう、今後のまちづくりを進めてまいりたいと考えているものでもあります。

以上、関議員の総括質疑への答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 関 千鶴子さん。

○13番（関 千鶴子） 第1点目の歳出効率化ということがなかなか捉えられなくていいのですが、町長の答弁の中で、民間委託ですとか、委託費をお支払いして事業を執行するという事なのかと受け取らせていただいたのですが、例えば学校給食も民間委託になりましたし、その受け皿がアルカディア財団ということもあります。アルカディア財団におきましては、学校給食、そのほかにもスキー場のレストラン、委託業務がふえているなと思います。ただ、消費税が増税になった場合、個人消費の動向が少なからず影響があるのではないかとということでしたけれども、働く方の収入を考えたときに、やはりただ人件費の削減というところだけで捉えていいのかなということも少し思ったところです。いろいろな働き方があるということもあるのでしょうかけれども、やはりそこは検証していかないといけないのかなと思います。働く人の収入、そして民間委託を実施したことによる成果、マイナス点があるかどうかはちょっとわかりませんが、その辺の検証が必要なのではないかなと思ったところがございます。

それから、子育て支援についてですけれども、これは本当に先駆けて手厚くしてくださっているなと思っております。ただ、残念ながら自然増という中での出生数がなかなか伸びないということがあるのかなと反面思っているところがございます。さらに、なぜ赤ちゃんがふえないのかなということは、もう少し掘り下げていかなければならないのかなということも思ったところがございます。

高齢者福祉に関してですけれども、先ほど作業の担い手の問題が今後考えられるということではございましたが、当面は地域の助け合いの中でやっていければいいのかなと個人的には思っております。ただ、その中での課題というものもあるのかなと思います。例

えば本当に万が一の事故等になったときの補償などということもあるのかなと思いますので、そこはやはり地域のあり方とともに、高齢者の方が地域の中で見守られながら暮らしていける地域づくりをしなければならぬのかなと思ったところでございます。

何かありましたら、ご答弁をお願いします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今ご質問がありました内容についてでございますが、ただやみくもに民間委託を進めてきたということではなく、いかに持続可能な地方財政に持っていかということ等を常に考えながら、そしてある程度自由性が持てる、フリーハンドができるようなスタイルの中で、あるいは給食センターから申し上げますといかに地産地消をさらにふやしていけるかというような視点も加えながら、取り組ませていただいていたというようなことでもあります。保育園建設におきましても、議員ご案内でありますとおり町産材をかなり使わせていただきながら取り組みを進めさせていただいてきたということでもありますし、そういう部分においては確かに私としてはそういう方向も一つあると。ただ残念ながら、スキー場の話も出されたわけですが、もう経営ができないという中で、多分今中山区から受託されておりますアルカディア財団は相当な投資をしているだろうと思います。ただ、やはりそういうことがあったとしても、地域住民の皆さんに喜んでいただけるものとしていくなれば、それはやはりアルカディア財団にお願いをしていかねばならないということかなと認識をさせていただいているところでございます。そして、そういう部分の一つにつきましては、どうやったら働く場の確保をより設けていくことができるかと。それから保育園につきましては直接法人にいろいろな支援が国から入るということで、そういう中でのフリーハンドが出てきますので、行政が常に管理・監督するような形ではない施設の運営に資していただければありがたいなと考えているところでもあります。

また、人口減少という中で、ではどうしていくのだろうということは、これは私も正直言っているいろいろな手だてに取り組んできたわけですが、確実に前に進むようなことは無い。山形県自体がもう毎年といえますか、1つの自治体が消えるぐらいの人口減少が進んでいるということでございまして、私どもとしてもそれには取り込まれないようにしていきたいということで、今やはり住宅というものの安定化を図るべきではないのかということなども考えさせていただいておりますが、ただこれが決め手になるということを私はここで申し上げるような自信もないわけでありまして。しかしながら、働く人にできるだけお安い住居を準備できて、町内にはまだまだ働く場所がたくさんありますので、働けるような環境ができれば、この人口減少というものについての歯どめなども少し一助にはなるのではないかと。先ほどもお話し申し上げましたけれども、移住・定住が非常に今順調に、頑張っって進めさせていただいておりますが、ただやはり移住・定住をやみくもにふやすということでもいけないだろうと私は思います。やっぱり常に地

域の方々との調和のとれたものにしていかなければ、なかなか思うように地域の方になり切れないということもあろうかと思しますので、この辺については我々も少し関与をさせていただきながら、早く地元で溶け込めるようなものをしていければありがたいなと思っているところでございます。

それから、高齢者の雪掃きでございますが、実はかつてはシルバー人材センターがほとんど中心となってやっていたおりました。残念ながらシルバー人材センターももう高齢化が進み、その人材を確保できないということでございまして、歩道除雪なども全く今同じような現象が進んでおります。これらについては、システムだけでもいけないだろうと思えます。屋根雪おろしは一斉に始まるものですから、なかなか面倒くさいこともあると。この辺については事業をなさっている方々とも相談をしながら、どのような形が町民の皆さんにとって安心できるものになるか、そして安全ということも先ほどありましたように必ずや頭に入れながら取り組んでいく必要があると認識しておりますので、何とぞそのような方向での取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） ほかに通告がございませんので、これで総括質疑を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一括議題とされた平成31年度各会計予算10件の審査については、予算特別委員会に付託し審査することにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、平成31年度各会計予算10件は、予算特別委員会に付託し審査することに決しました。

予算特別委員会は、3月12日及び13日に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

○議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 次に移ります。

日程第16、議第16号 白鷹町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

ここで、教育長、沼澤政幸君の退場を求めます。

〔教育長 沼澤政幸 退場〕

○議長（遠藤幸一） 提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第16号 白鷹町教育委員会教育長の任命についての提案理由を申し上げます。

白鷹町教育委員会教育長、沼澤政幸は、平成31年3月31日に任期が満了するので、引き続き同人を白鷹町教育委員会教育長に任命するため、提案するものであります。

なお、再度本人の住所から申し上げます。

住所、白鷹町大字鮎貝7142番地。氏名、沼澤政幸。生年月日、昭和29年5月5日でございます。

何とぞ皆様方のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第16号について、原案のとおり同意と決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、沼澤政幸君の入場を許可いたします。

暫時休憩をいたします。

休 憩 （午後1時44分）

○議長（遠藤幸一） ただいま教育長に同意されました沼澤政幸君よりご挨拶をいただきます。

〔教育長 沼澤政幸 登壇〕

○教育長（沼澤政幸） ただいまはご同意賜りまして、まことにありがとうございます。

浅学非才の身である私でありますけれども、前回に続いてご同意賜りまして、心から感謝を申し上げます。

白鷹町の教育行財政に対しまして、議員の皆様方からこの上ないご理解とご支援をいただいております。しかしながら、皆様のご期待に答え切れていないこともございます。今後一層学校教育の充実、生涯学習、文化、生涯スポーツの振興に全力を尽くしてまいります。

教育こそが人間の個性、能力を開花させ、人間を豊かにし、社会を発展させる基盤でございます。白鷹町民を代表されておられる議員の皆様方からのご指導をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（遠藤幸一） ありがとうございます。

ここで、私から一言申し上げます。

人口減少、少子高齢社会の進行により、地方を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。本町では、人材育成をベースに「子育て・教育」「雇用・産業」「地域」「防災」を柱とする第5次白鷹町総合計画後期基本計画と地方創生総合戦略に取り組み、最

終盤を迎えておりますが、人口減少緊急対策を初めとする多くの課題を抱え、第6次総合計画をまとめようとしております。

沼澤教育長におかれましては、今後とも高い識見と豊富な経験を生かし、引き続き佐藤町長をサポートし、町民福祉の向上、町の活性化、とりわけ子どもの学力向上及び健全育成を初めとする教育行政の推進にご尽力されますようお願いを申し上げます。

ご活躍を心からご期待を申し上げます。

再 開 (午後1時49分)

○議長(遠藤幸一) 休憩前に復し、再開いたします。

○議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(遠藤幸一) 日程第17、議第17号 白鷹町工場立地法地域準則条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長(佐藤誠七) ただいま上程されました議第17号 白鷹町工場立地法地域準則条例の設定についての提案理由を申し上げます。

工場立地法の一部改正に伴い、緑地及び環境施設面積率の基準について、工場立地を円滑に推進するため、地域事情に応じた緑地面積率等を定めるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては商工観光課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(遠藤幸一) 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長(齋藤重雄) ご説明申し上げます。

議第17号 白鷹町工場立地法地域準則条例の設定について。

白鷹町工場立地法地域準則条例を次のように制定する。

白鷹町工場立地法地域準則条例。

制定要旨1ページをお開きください。

本条例は、工場立地を円滑に推進するため、工場立地法で定める緑地及び環境施設面積率の基準について、法の範囲内において地域事情に応じた緑地面積率等を定めるものでございます。

条項、見出し、制定の要旨の順にご説明申し上げます。

第1条 趣旨、この条例の制定趣旨を定めるもの。

第2条 定義、この条例において使用する用語の定義は、法において使用する用語の例によるもの。

第3条 区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合、法第4条の2第1項の規定に基づき、緑地及び環境施設の割合を定めるもの。割合については、次の表のとおりとする。

区域、敷地面積に対する緑地の面積の割合、敷地面積に対する環境施設の面積割合の順に申し上げます。

都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域、100分の10以上、100分の15以上。

都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域、100分の5以上、100分の10以上。

都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に指定されていない地域、100分の5以上、100分の10以上。

2ページをお開きください。

第4条 敷地が2以上の区域にわたる場合の適用、工場敷地が複数の区域にわたる場合について定めるもの。

第5条 建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合、工場立地法施行規則第3条及び第4条に規定する建築物屋上等緑地施設等の緑地面積算入について定めるもの。

第6条 町に隣接する地方公共団体の長との協議、工業敷地が隣接する地方公共団体の区域にわたる場合について定めるもの。

附則第1項 施行期日、平成31年4月1日から施行するもの。

附則第2項 経過措置、昭和49年6月28日に設置され、または設置のための工事が行われている特定工場については、町長が別に定める方法で算定するもの。

以上でございます。

なお、附則第2項の経過措置、「昭和49年6月28日に設置され、または設置のための工事が行われている」という表現につきましては、工場立地法が施行されたのが昭和49年3月31日であり、その法律の中で経過措置として施行の日から90日を経過する日までは工場立地法は適用されず、従前の例によると定められているため、このような表現をとっているものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第17号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第18、議第18号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第18号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

白鷹町議会議員の報酬の額の改正及び農業委員会委員等の報酬に能率給を追加するため、提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

議第18号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨によりご説明を申し上げます。

お開きをいただきたいと思います。

このたびの改正につきましては、白鷹町特別職報酬等審議会の答申に基づき、白鷹町議会議員の報酬の額を改正するとともに、農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会委員等の農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、新たに能率給の支給について定めるものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明を申し上げます。

第9条第4項 議員報酬等の支給、改、文言の整理を行うもの。

別表第2改、議長、副議長、議員の報酬の額を次のように定めるものでございまして、それぞれ3万円を引き上げるものでございます。

別表第3改、農業委員会委員等の報酬額について、これまでの報酬額を基本額とし、新たに活動実績及び成果実績に応じて支給する能率給を追加するものでございます。その額は、予算の範囲内で町長が定める額とするものでございます。

附則。この条例は平成31年4月1日から施行するもの。ただし、別表第2の改正規定は平成31年5月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第18号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第19、議第19号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第19号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地方税法の一部改正による固定資産税の地域決定型地方税特例措置の軽減措置の見直しを図るとともに、スポーツ基本法の一部改正に伴い、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、内容につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明いたします。

議第19号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町町税条例の一部を改正する条例。

議案書の一部改正要旨により説明申し上げます。

お聞きください。

今回の改正は、地方税法の一部改正による固定資産税の地域決定型地方税特例措置（以下「わがまち特例」という）の軽減措置の見直しを図るとともに、スポーツ基本法の一部改正に伴い、「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める等の所要の整備を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第124条第1項第3号 入湯税の課税免除、改、文言の整理を行うもの。

第124条第1項第4号改、スポーツ基本法の改正に伴い、「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改めるもの。

附則第7条の2第1項 法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、改、地方税法に定める参酌割合の変更に伴い、わがまち特例の割合を改めるもの。汚水または廃液処理施設、2分の1。

附則第1条 施行期日、公布の日から施行するもの。ただし、第124条第1項第4号の改正規定は、平成35年1月1日から施行するもの。

附則第2条 固定資産税に関する経過措置、改正後の白鷹町町税条例の規定中、固定資産税に関する部分は平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税についてはなお従前の例によることとするもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第19号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第20、議第20号 白鷹町教育施設使用条例の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第20号 白鷹町教育施設使用条例の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

中央公民館の改築及び消費税率の改定に伴い、教育施設の使用料を改定するため提案するものであります。

なお、詳細につきましては教育次長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 教育次長、田宮 修君。

○教育次長（田宮 修） ご説明申し上げます。

議第20号 白鷹町教育施設使用条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町教育施設使用条例の一部を改正する条例を次のように設定する。

白鷹町教育施設使用条例の一部を改正する条例。

別紙一部改正要旨をごらんください。

今回の改正につきましては、中央公民館の改築により貸出施設の床面積が変わることに伴う使用料の改定と、消費税率が改定されることに伴う教育施設使用料の改定を行うものであります。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に申し上げます。

第1条 白鷹町教育施設使用条例の一部改正、別表、改、中央公民館の改築に伴い、使用料を改定するもの。改定前「320円～1,620円」を改定後「320円～2,160円」にするものであります。

第2条 白鷹町教育施設使用条例の一部改正、別表、改、消費税率の改定に伴い、使用料を改定するものでございます。

附則。平成31年5月7日から施行するもの。ただし、第2条の規定は平成31年10月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第20号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第21号～議第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第21、議第21号 白鷹町総合情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第42、議第42号 白鷹町病院事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上22件は会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第21号 白鷹町総合情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議第42号 白鷹町病院事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、消費税率の改定に伴い、施設等の利用料金、使用料等を改定するため、提案するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明申し上げます。

説明につきましては、消費税率の改定に伴う条例改正一覧によりご説明を申し上げます。

議案番号、議案名、主な改正内容のうち改正後につきましてご説明を申し上げます。

議第21号 白鷹町総合情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

マルチメディア教室・編集室 1,100円。

議第22号 白鷹町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

ホール 550円～1,650円。会議室ほか 330円～1,650円。

議第23号 白鷹町産業センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

多目的ホール（スポーツ） 2,200円。多目的ホール（催事） 5,500円。ほか。

議第24号 白鷹町ふるさと森林公園条例の一部を改正する条例の制定について。

和研修室大 4,190円。和研修室小2,090円。ほか。

議第25号 白鷹町森林総合利用施設条例の一部を改正する条例の制定について。

炭焼窯 5,230円。キャンプ場 1,040円。ほか。

議第26号 白鷹町自然活用総合管理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

宿泊一般 2,930円。宿泊小学生以下 1,880円。ほか。

議第27号 いきいき深山郷のどか村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

宿泊一般 2,930円。宿泊小学生以下 1,880円。ほか。

議第28号 白鷹町深山和紙振興研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

利用料金 520円。

議第29号 深山工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

陶芸教室 520円。

議第30号 個性ある地域情報産業をつくる白鷹ソフト小村条例の一部を改正する条例の制定について。

使用料 Aタイプ 5万9,710円。Bタイプ 3万1,420円。

議第31号 白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

占用期間が1月未満の占用料の額 料金表×1.10。

裏面をお願い申し上げます。

議第32号 白鷹町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。

野球場（照明使用） 4,950円。ソフトボール場（照明使用） 2,470円。武道館（武道場） 1,100円。ほか。

議第33号 白鷹町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。

水道加入金・水道料金 料金表×100分の110。

議第34号 白鷹町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。

水道加入金・水道料金 料金表×100分の110。

議第35号 白鷹町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

下水道使用料 料金表×100分の110。

議第36号 白鷹町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

合併処理浄化槽使用料 料金表×100分の110。

議第37号 白鷹町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

農業集落排水処理施設使用料 料金表×100分の110。

議第38号 白鷹町鮎貝ふれあい広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

ギャラリー使用料 夏期 1,100円、冬期 1,650円。

議第39号 白鷹町文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

ホール 1,630円。ギャラリー1 2,720円。ほか。

議第40号 白鷹町蚕桑紬パーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

屋内運動場使用料 1,100円。

議第41号 白鷹スカイパーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定

について。

1日 2,090円以内。1年間 2万950円以内。

議第42号 白鷹町病院事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

入院室使用料 5,500円を超えない範囲。死体処置料 5,500円。ほか。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。

一括して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

まず、議第21号 白鷹町総合情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第21号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第22号 白鷹町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第22号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議第23号 白鷹町産業センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第23号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第24号 白鷹町ふるさと森林公園条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第24号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第25号 白鷹町森林総合利用施設条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第25号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第26号 白鷹町自然活用総合管理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第26号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第27号 いきいき深山郷のどか村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第27号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議第28号 白鷹町深山和紙振興研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第28号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議第29号 深山工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第29号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第30号 個性ある地域情報産業をつくる白鷹ソフト小村条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第30号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第31号 白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第31号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第32号 白鷹町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第32号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第33号 白鷹町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第33号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議第34号 白鷹町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第34号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第35号 白鷹町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第35号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議第36号 白鷹町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第36号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議第37号 白鷹町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第37号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第38号 白鷹町鮎貝ふれあい広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第38号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第39号 白鷹町文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第39号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第40号 白鷹町蚕桑紬パーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第40号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第41号 白鷹スカイパーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第41号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第42号 白鷹町病院事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第42号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後2時40分といたします。

休 憩 （午後2時22分）

再 開 （午後2時40分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

○議第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第43、議第43号 白鷹町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第43号 白鷹町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化を図るため提案するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明申し上げます。

議第43号 白鷹町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨によりご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、「年3%」と定められている災害援護資金の貸付利率が「年3%以内で条例で定める率」に改正されたこと、及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正により、償還の方法に月賦償還が加えられたことから、所要の整備を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に説明を申し上げます。

第13条第2項 災害援護資金の限度額等、改、文言の整理を行うもの。

第14条第1項 利率、改、貸付利率について、「年3%」を「年3%以内で町長が別に定める率」に改めるもの。

第14条第2項新、政令の改正により保証人に関する規定が削除されたことから、条例において規定するもの。

第14条第3項新、保証人の債務について定めるもの。

第15条第1項 償還等、改、償還の方法に月賦償還を加えるもの。

第15条第3項改、引用条項等を整理するもの。

附則第1項 施行期日、平成31年4月1日から施行するもの。

附則第2項 経過措置、改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によるもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第43号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第44、議第44号 白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第44号 白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件の改正を行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第44号 白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨によりご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、学校教育法の改正により、専門職大学が創設されることによる放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、放課後児童支援員の資格要件の改正を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

第10条第3項第5号 職員、改、放課後児童支援員の資格要件について、大学卒業者に専門職大学の前期課程を終了した者を含むことを追加するものでございます。

附則。この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

なお、今回の一部改正により追加させていただきます文言にございます専門職大学につきまして、若干説明をさせていただきます。

専門職大学は、学校教育法の一部改正によりまして、大学制度の中に新たな高等教育機関として平成31年度から創設されるものでございます。従来の大学が学問的色彩の強い教育が行われる傾向であるのに対しまして、専門職大学は特定の職業のプロフェッショナルになるために必要な知識、理論、企業内実習による実践的なスキルを身につけることができる大学とされており、農業、観光、医療、保健分野等での開設が期待されているということでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第44号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第45、議第45号 白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第45号 白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地域密着型サービス事業の基準を定めるための国の基準改正が行われたことから、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第45号 白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨によりご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地域密着型サービスの基準を定めるための国の基準改正が行われたことから、共生型地域密着型サービスに関する規定の追加、身体的拘束等の適正化のための措置等について、所要の整備を図るものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

目次新、第3章の2地域密着型通所介護第5節を第6節とし、第5節に共生型地域密着型サービスに関する基準を加えるものでございます。

第1条 趣旨、改、条例の根拠法令に介護保険法の共生型地域密着型サービスに関する条項を加えるものです。

第2条第1項 定義、改、共生型地域密着型サービスの定義について規定するものでございます。

第4条第2項 指定地域密着型サービス事業の指定に関する基準、改、地域密着型サービスの指定対象について、診療所を開設している者を加えるものでございます。

第7条第5項から第12項、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数、いずれも改でございます。第5項につきましては、同一敷地内にある施設等のオペレーターが兼務できる時間帯の定めを廃止及びオペレーターの兼務ができる同一敷地内の施設等に介護医療院を加えるものでございます。第7項につきましては、随時対応サービスについてオペレーターが兼務できる時間帯の定めを廃止するものでございます。第8項につきましては、随時対応サービスについて提供時間の定めを廃止するものでございます。第12項につきましては、引用条項の整理をするものでございます。

第33条第3項 勤務体制の確保等、改、利用者等からの通報を複数の事業者で一体的に受けることのできる時間帯の定めを廃止するものでございます。

第40条第1項 地域との連携等、改、介護・医療連携推進会議の開催頻度について、3月に1回以上から6月に1回以上へ改めるものでございます。

第48条第2項 訪問介護員等の員数、改、オペレーターとして充てることができる者の経験年数を3年から1年に改めるものでございます。

第60条の20の2 共生型地域密着型通所介護の基準、新、地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービスの指定基準について規定するものでございます。

第60条の20の3 準用、新、共生型地域密着型サービスの指定基準の準用の内容を規定するものでございます。

第60条の25 利用定員、改、指定療養通所介護事業所の利用定員を9人以下から18人以下に改めるものでございます。

第60条の27 内容及び手続の説明及び同意、改、文言を整理するものでございます。

第66条第1項 利用定員等、改、共用型指定認知症対応型通所介護事業所をユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設で行う場合の利用定員について定めるものでございます。

第83条第6項 従業者の員数等、改、指定小規模多機能型居宅介護事業者の従業者の兼務可能施設に介護医療院を加えるものでございます。

第84条第3項 管理者、改、指定小規模多機能型居宅介護事業者の管理者となる要件の一つに介護医療院の従事経験を加えるものでございます。

第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者、改、指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者となる要件の一つに介護医療院の従事経験を加えるものでございます。

第104条第3項 協力医療機関等、改、協力医療機関等に介護医療院を加えるものでございます。

第112条第2項 管理者、改、指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者となる要件の一つに介護医療院の従事経験を加えるものでございます。

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者、改、指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者となる要件の一つに介護医療院の従事経験を加えるものでございます。

第118条第7項 指定認知症対応型共同生活介護の取り扱い方針、新、身体拘束等の適正化のための措置を規定するものでございます。

第126条第3項 協力医療機関等、改、協力医療機関等に介護医療院を加えるものでございます。

第131条第4項及び第7項 従業者の員数等、いずれも改でございます。第4項につきましては、サテライト型特定施設の本体施設の定義中に介護医療院を加えるものでございます。第7項につきましては、職員配置の緩和要件に介護医療院を加えるものでございます。

第139条第6項 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取り扱い方針、新、身体的拘束等の適正化のための措置を規定するものでございます。

第152条第4項及び第8項改、指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者の配置基準緩和対象施設に介護医療院を加えるものでございます。

第154条 サービス提供困難時の対応、改、サービス提供が困難な場合に、申込者に紹介等を行う施設に介護医療院を加えるものでございます。

第158条第6項 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取り扱い方針、新、身体的拘束等の適正化のための措置を規定するものでございます。

第166条の2 緊急時等の対応、新、入所者の病状急変等の際の対応を規定するものでございます。

第169条 運営規程、新、施設の運営に関して定めておくべき事項に緊急時等の対応を加えるものでございます。

第183条第8項 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取り扱い方針、新、ユニット型施設について身体的拘束等の適正化のための措置を規定するものでございます。

第187条 運営規程、新、施設の運営に関して定めておくべき事項に緊急時等の対応を加えるものでございます。

第192条第7項第5項から第192条第14項 従業者の員数等、第7項第5号につきましては改、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の従業者が兼務することができる併設施設に介護医療院を加えるものでございます。第8項から第10項につきましては新、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者について規定するものでございます。第11項につきましては改、第8項から第10項の追加による項の繰り下げと引用条項を整理するものでございます。第13項新、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員配置の緩和要件について規定するものでございます。第14項新、指定複合型サービス事業者の基準について規定するものでございます。

第193条第2項、管理者、改、指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業者の管理者となる要件の一つに介護医療院の従事経験を加えるものでございます。

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業者の代表者、改、指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業者の代表者となる要件の一つに介護医療院の従事経験を加えるものでございます。

第195条第1項及び第2項 登録利用定員及び利用定員、いずれも改でございます。サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録利用定員及び利用定員を加えるものでございます。

第196条第2項 設備及び備品等、改、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の病床を宿泊室と兼用できるように規定するものでございます。

第200条第1項 看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成、改、介護支援専門員の配置基準の緩和について加えるものでございます。

第203条 準用、改、読み替え規定について加えるものでございます。

附則第1項 施行期日、公布の日から施行するものでございます。

附則第2項から第6項 経過措置、病床を介護老人福祉施設等へ転換する場合の経過措置を規定するものでございます。

なお、今回の一部改正によります町内の事業所への影響等について若干説明をさせていただきます。

今回の改正に伴いまして、直接的に関係するサービスといたしましては、改正要旨の3ページにございます第158条第6項につきまして、身体的拘束等の適正化のための措置が明文化をされたところでございます。この点に関しての具体的な対象施設といたしましては、地域密着型サービスで介護老人福祉施設入所者生活介護として指定しております定員29名の特別養護老人ホームが該当いたします。同施設では、身体的拘束等についてはこれまでも適正化の取り組みを進めていただいております。引き続きその取り組みを継続していただくようお願いをしていくものでございます。

また、第2条第1項等で規定をさせていただいておりますけれども、共生型サービスにつきましては同一の事業所で高齢者等向けの介護保険サービスと障がい児、障がい者

の方向けの障がい福祉サービスを行うサービスでございます。障がい者の方が65歳以上になっても、使いなれた事業所においてサービスを利用しやすいことや、福祉に携わる人材に限られる中で、人材をうまく活用するなどの観点で創設されたものでございます。平成30年度からの第7期介護保険事業計画の中では、当該サービスの計画はございません。

今回の条例改正で多くの規定に追加をさせていただきます介護医療院でございますけれども、こちらのサービスにつきましては、長期にわたり療養が必要である方に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行う施設ということで、追加をされたものでございます。現在、県内には1カ所存在していると伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第45号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第46、議第46号 白鷹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第46号 白鷹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地域密着型介護予防サービスの基準を定めるための国の基準改正が行われたことから、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第46号 白鷹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨に基づきご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地域密着型介護予防サービスの基準を定めるための国の基準改正が行われたことから、身体的拘束等の適正化のための措置等について所要の整備を図るものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

第6条第1項 従業者の員数、改、指定介護予防認知症対応型通所介護を単独型と併設型に区分する際の併設施設の定義に介護医療院を加えるものでございます。

第10条第1項 利用定員等、改、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設で行う場合の利用定員について定めるものでございます。

第45条第6項 従業者の員数、改、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が兼務することができる併設施設に介護医療院を加えるものでございます。

第46条第3項 管理者、改、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者となる要件の一つに介護医療院の従事経験を加えるものでございます。

第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者、改、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者となる要件の一つに介護医療院の従事経験を加えるものでございます。

第61条第3項 協力医療機関等、改、協力医療機関等に介護医療院を加えるものでございます。

第73条第2項 管理者、改、共同生活住居の管理者となる要件の一つに介護医療院の従事経験を加えるものでございます。

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者、改、指定介護予防

認知症対応型共同生活介護事業者の代表者となる要件の一つに介護医療院の従事経験を加えるものでございます。

第79条第3項 身体的拘束等の禁止、新、身体的拘束等の適正化のための措置を規定するものでございます。

第84条第3項 協力医療機関等、改、協力医療機関等に介護医療院を加えるものでございます。

附則。公布の日から施行するものでございます。

なお、今回の一部改正によりまして、直接的に関係する事業所については今のところ町内ではございません。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第46号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第47、議第47号 白鷹町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第47号 白鷹町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について改正するため提案するものであります。

なお、詳細につきましては建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、菅原良教君。

○建設水道課長（菅原良教） ご説明を申し上げます。

議第47号 白鷹町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者等に関する条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨によりご説明を申し上げますので、お聞きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正によりまして、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等に扱うため、所要の整備を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明を申し上げます。

第3条第1項 布設工事監督者の資格、改、布設工事監督者の資格要件に専門職大学の前期課程の修了者を追加し、短期大学の卒業者と同様に扱うことを定めるとともに、文言の整理を行うもの。

第4条第1項 水道技術管理者の資格、改、水道技術管理者の資格要件に専門職大学の前期課程の修了者を追加し、短期大学の卒業者と同様に扱うことを定めるもの。

附則第1項 施行期日、平成31年4月1日から施行するもの。

附則第2項 経過措置、改正後の条例第3条第1項第8号の規定については、平成31年4月1日以降に合格した技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち、上下水道部門に係るものに合格した者に適用し、同日前に合格した当該合格者についてはなお従前の例によるもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第47号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第48、議第48号 白鷹町議会政務活動費の交付に関する条例を

廃止する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第48号 白鷹町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

白鷹町議会政務活動費を廃止するため提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

議第48号 白鷹町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の設定について。

白鷹町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

白鷹町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例。

白鷹町議会政務活動費の交付に関する条例は廃止する。

附則。この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この条例による廃止前の白鷹町議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付を受けた政務活動費については、廃止前条例第10条から第14条までの規定は、なおその効力を有する。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第48号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第49、議第49号 白鷹町林業センター設置条例を廃止する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第49号 白鷹町林業センター設置条例を

廃止する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

林業センターを廃止するため、提案するものであります。

なお、内容につきましては農林課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） ご説明申し上げます。

議第49号 白鷹町林業センター設置条例を廃止する条例の設定について。

白鷹町林業センター設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

白鷹町林業センター設置条例を廃止する条例。

白鷹町林業センター設置条例は廃止する。

附則。この条例は平成31年5月7日から施行する。

なお、この施設につきましては、現在の中央公民館の3階部分ということになります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第49号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○延会の宣告

○議長（遠藤幸一） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午後3時18分〉